

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第8号

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(亀山市公有財産規則の一部改正)

第1条 亀山市公有財産規則(平成17年亀山市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例(平成27年亀山市条例第30号)に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第2号)に規定する利用者負担額

(亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助に関する規則の一部改正)

第2条 亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助に関する規則(平成17年亀山市規則第99号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例(平成27年亀山市条例第30号)に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第2号)に規定する利用者負担額

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。